

観光地レンタサイクル導入等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、観光地における周遊の利便性向上による更なる魅力の磨き上げを促進するとともに、観光地の認知度向上を図るため県内の市町村や観光事業者等が行う観光用自転車及び観光用電動キックボードの導入、シャトルバスの運行等に要する経費について、予算の範囲内において観光地レンタサイクル導入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「観光用自転車」とは、観光地又は観光地間における周遊促進を目的とし、観光客に、無償又は有償で、一時的に貸し出す自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車を含む。）をいう。
- (2) 「観光用電動キックボード」とは、観光地又は観光地間における周遊促進を目的とし、観光客に、無償又は有償で、一時的に貸し出す道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型電動機付自転車をいう。
- (3) 「シャトルバス」とは、観光地又は観光地間における、周遊促進を目的とし、無償又は有償で、観光客を乗せて運行する車両をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村
- (2) 観光協会その他の宮城県の観光を振興することを目的として設立された法人
- (3) 県内の宿泊施設その他観光集客施設で知事が認めるものを運営する者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の要件に適合するものとする。

- (1) 観光用自転車の導入
- (2) 観光用電動キックボードの導入
- (3) シャトルバスの運行
- (4) その他知事が観光地周遊促進に資すると認める移動手段の導入及び運行

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金対象経費、補助率等は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象者が、補助対象経費について国、地方公共団体その他の機関から補助金又は助成金（以下、「他の補助金等」）を受けるときは、その金額を補助対象経費から控除するものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表1の第1欄に定める対象区分ごとに、第2欄に定める補助対象経費に第4欄に定める補助率を乗じた額を算出し、算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り

捨てるものとする。

- (2) 前号により算出された額と第5欄に定める補助上限額とを比較して少ない額を交付額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号—別紙)
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書
 - (4) 予算議決書(写)(市町村の場合)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 事業計画に変更が生じた場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けること。
 - 4 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた交付申請、変更承認申請又は事業中止(廃止)申請については、それぞれ、第1項、第2項又は前項に規定する方法により行われたものとみなす。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付決定を行い、当該申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知する。

- 2 前項の規定は、前条第2項の規定により補助金交付額に変更が生じた場合について準用する。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
 - ア 補助対象経費の総額の30%以内の減額の変更である場合
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、知事は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告及び交付額の確定)

第10条 補助事業者は、事業を完了した場合は、その完了後1か月を経過した日又は交付決定が

あった月の属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号—別紙）
 - (2) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）及び写真
 - (3) 収支決算書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた実績報告については、前項に規定する方法により行われたものとみなす。

（補助金の交付方法）

第11条 知事は、前条の実績報告が適当と認めたときは、補助金の額を確定して申請者に通知する。

- 2 補助金は、前項の通知後、交付するものとする。
- 3 前項に関わらず、補助事業者は、補助金の交付決定後、補助事業の遂行上必要がある場合は、概算払請求書（様式第5号）により、補助金を請求できるものとし、知事は必要と認めたときは、補助金を交付することができる。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、第3項の承認をしようとする場合において、補助事業者に対して、別表2に定める金額を県に納付させることができる。

（宿泊税活用事業の表示）

第13条 補助事業者は、「宿泊税」の使途事業であることを広く周知するため、次の各号に掲げる事業により整備又は実施される物品、媒体その他の成果物に、当該各号に定める方法により表示するよう努めるものとする。

(1) 車両その他の移動手段

車体等の外部から確認できる位置に、県が指定したステッカーを表示すること。

(2) 観光案内板等

案内板本体等旅行者が視認できる場所に、県が指定したステッカーを表示すること。

(3) イベント等のソフト事業

チラシ、ポスター、ホームページ、募集案内その他の広報媒体において、県が指定したバナーを活用するなど、宿泊税を活用した事業である旨を表示すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助対象外経費	4 補助率	5 補助上限額
観光用自転車及び観光用電動キックボードの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・観光用自転車及び観光用電動キックボード本体の購入費 ・観光用自転車及び観光用キックボード本体のレンタル又はリース費用（委託費等を含む）。 <p>なお、利用者から利用料等を徴収する場合は、その金額を除いた経費を交付対象経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光用自転車及び観光用電動キックボードの導入に付随する費用（充電器、ヘルメット等の整備費用、観光誘客を目的とした周知広報費用等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得費 ・既存の維持管理費 ・消費税及び地方消費税（仕入税額控除の対象となる場合） ・その他知事が観光用自転車又は観光用電動キックボードの導入、シャトルバスの運行等に係る費用として適切でない判断するもの 	交付対象経費の1/2以内	<p>①観光用自転車1台につき10万円を上限とする。</p> <p>②観光用電動キックボード1台につき15万円を上限とする。</p> <p>なお、申請1件につき、100万円を上限とする。</p>
シャトルバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の借上げ経費 ・人件費（車両等の運転手のみを対象とする。） ・車両等の燃料費及び整備費 			25万円
その他（観光地周遊促進に繋がる移動手段の導入及び運行）	<ul style="list-style-type: none"> ・その他補助事業を実施するために必要と認められる経費（観光誘客を目的とした周知広報費用等） <p>なお、補助事業者が他に委託し、当該補助事業を行う場合は、委託事業費のうち上記経費を対象とする。また、利用者から運賃等を徴収する場合は、その金額を除いた経費を交付対象経費とする。</p>			10万円

別表2 財産処分時の財産処分納付額（第12条関係）

<p>財産処分納付額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 有償譲渡に係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額（ただし、当該譲渡額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。 2 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。 3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、1における有償譲渡の場合と同じ額とする。
----------------	---